

Title	ポウハタン船中規則書
Sub Title	
Author	河北, 展生(Kawakita, Nobuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1951
Jtitle	史学 Vol.24, No.4 (1951. 4) ,p.141(581)- 141(581)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	餘白錄
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19510400-0141

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

てゐるがその俗名に“Ke”音を附するもの極めて多きことに着目し、その理由、意義、淵源等を考察したものである。“Ke”は地名、區域名のみならず、更に人名、種族名等にも存在してをることを見出し、河内の俗名 Ke-cho の原義に及ぶなど廣汎に資料から用例を蒐集し、その結果、“Ke”は泰語の「人」、「個人」を指す “Khón” と同一語源なることを論證してゐる。そしてこれから時代と共に意義が變り、やがて「一般人」を指し、又、「人」の住む「居地」、「區劃」、「聚落」をも意味するやうになつたことを推定してゐる。その論證の間に、丁部領の國號「瞿越」の瞿も “Ke” と關係あり、新に獨立した丁氏が「交趾」、「交州」等の中國式の稱を厭ひ、南越の傳統を繼いだことを示し、其の地の普遍の地名「瞿」を以て「越」字に加へたのであらうといふ新見解など隨所に安南史上の重要な問題に觸れてゐて興味深い。尙、陳莉和副教授は慶大東洋史學科出身の新進學者である。(十)勞榦「論漢代的游俠」は漢代の游俠とは市井にあつて黃老的生活態度を持つしてゐた者であること、從つて漢初までは時の政府の方針と必ずしも乖離しなかつたが、武帝の儒教採用以來、その存在は政策と一致せず、次第に彈壓され、後漢に入るとその性格が變容したことなどを述べて居る。その他の論文も、それぞれ興味ある論文であるが、今は紙幅がないので割愛することとする。

(和田博德)

彙報

ボウハタン船中規則書

萬延元年の遣米使節の一員である勘定組頭森田岡太郎清行の亞行日記附錄に船中規則が記されて居る。即ち

日本乘組人可相守規則

- 第一 船將之部屋之外船之中段にて煙草を免さず
- 第二 船中にて組提灯を用ゆへからず
- 第三 船將部屋之外夜四ツ時燈明を消すへし
- 第四 煮焚は夜五時過これを免さず
但日本人焚附を見て夜五時半に消すへし
- 第五 煮焚用之水は水置所より樽にて船中壹人前丸貳升ガル
ロンの割にて與ふへし
- 第六 酒類は船中之者共彼方水夫等を云ふ與ふへからず但持去られざる様いたすへし
- 第七 合藥又は武器類は日本人に設けし部屋に置へからず
- 第八 部屋内に火を許さず
- 第九 船中火用心之爲め諸燈明第一心付へし
- 第十 役人之外船中にて士官の部屋に來るを許さず
- 第十一 右之方便所は第一等役人左之方便所は第二等役人從者は船之表にて用ゆへし
- 第十二 船中之者共彼方水夫等を云ふ日本人に對し過ちありし時は通辯人より其段第一等リウテナント官に知らすへし
(河北展生記)